

日本フンボルト協会 第二回常務理事会

日時：2013年11月3日（日）15：00～18：00

場所：京都府立医科大学

広渡理事長、縣副理事長、櫻田副理事長、西川伸一副理事長、

**常務理事**：浅田和茂理事、梶英輔理事、金武理事、高橋義人、鏝田理事、伏木理事、竹下理事

議題：

《報告事項》

1. 縣副理事長から以下の報告があった。

- ・10月26日「Science Day in 京都」について、AvH 奨学金選考担当者 Frau Binder が来日し、縣フンボルト財団学術参与も参加し、財団奨学金の説明をした。なお、Binder氏は、DFGが開催した「研究キャリアを国際化」（福岡、東京、札幌の各地で開催）の行事に参加して、フンボルト奨学金について説明した。福岡と札幌では Humboldtianer がドイツでの研究の経験談を披露した（福岡＝西谷祐子、九州大学法学、2009 Hamburg）、札幌＝青木芳尚、北大物質科学、2011 THAachen）。
- ・最近の日本からのフンボルト奨学金応募状況について、2012年度は50人応募、うち14人が奨学金を得た。
- ・日本担当のフンボルト財団学術参与は、現在の縣参与（2008年1月着任）に代わって2014年1月から井田良氏が務めることとなった。

《審議事項》

1. 会員の管理について

(1) 会員名簿の整理状況

①事務局から以下の報告があった。

- ・一般会員として会員1428名（うち連絡先不明73名、実質1355名）、東西合同に際して新たに把握した Humboldtianer 426名（うち連絡先不明80名、実質346名）、実質総計1701名である。
- ・外国籍の Humboldtianer を93名（うち12人が不明）把握しているが、まだ東西合同後、会報、年会費支払いのお願いを送っていない。
- ・賛助会員は、現在ゼロである。名誉会員については審議事項3. で説明する。

②外国籍の Humboldtianer の取扱いについて協議し、日本在住の期間や条件が区々であることを考慮して、自動的に一般会員として取り扱うのではなく、一般会員としての取扱いを希望するかどうかをまず問い合わせることとした。

(2) 「退会」の承認について

①事務局から以下の報告があった。

- ・現在26名から「退会」の申し出があった。部分的には理事長が直接にメールを送り、「申し出を受けて、連絡名簿から削除し、今後は案内や会費請求をしない」という返事をした。

②「退会」の承認という考え方について協議し、以下のように了解することとした。

- ・本協会は創立に際してあらためて確認したように、一種の同窓会組織であり、「退会」の申し出があり、それを承認したとしても Humboldtianer でなくなるというものではない。
- ・そこで、「退会」の申し出に対しては、「ご希望通り、名簿から削除して、今後連絡を差し上げませ

ん。会費の請求もいたしません」と対応し、会員名簿から削除し、念のために退会申し出者（「退会」を承認した Humboldtianer）のリストを別途作成しておくことにする。

### (3) 名誉会員制度の運用について

①事務局からこれまでの運用について以下の説明が行われ、理事長が補足した。

- ・名誉会員は東西両会とも会則上の制度であったが、西では運用が行われず、東だけに名誉会員が存在した。
- ・東では、Humboldt 財団のなんらかの Preis を受賞した者を名誉会員とすることを運用の基準としたが、この基準の下に、すでに Humboldtianer（東の会員）であって受賞した者と、受賞時には Humboldtianer（東の会員）ではなかった者の 2 種類の名誉会員が存在した。また、前者については、名誉会員は会費を徴収しないという会則の規程に拘らず会費を継続して徴収していた。さらに、名誉会員の承認は会員総会の決定事項であるにも拘わらず、この手続きは踏まれず、事務的な処理として行われてきた。
- ・東西合同後、新協会としてはじめての会費請求を行う際に、以上のような事情が明らかとなり、名誉会員をどのように取り扱うかの問題が生じた。処理方針としては、従来東で名誉会員として会費を請求してこなかった者については、新協会の 2014 年の総会であらためて名誉会員として承認するという手続きを行うことを条件に、「会費のお支払いは必要ありません」と連絡することにした。この事務処理に際して、従来東で名誉会員として会費を請求してこなかった者に加えて、合同の際に把握した新たなフンボルト財団の Preis 受賞者（Humboldtianer=会員でない受賞者）にも「名誉会員として会費のお支払いは必要ではありません」という通知が行われ、新たに名誉会員が生まれた。
- ・以上の結果、事務的に把握されている名誉会員（名誉会員として通知されている者）は、120 名余に上り、それぞれの事情について不明のところも少なくなく名誉会員制度の運用について整理が必要となっている。

②以上の状況を踏まえて協議し、処理方針について 2014 年 6 月の総会に諮るため、常務理事会として以下の事項を検討することとした。

- ・現在の名誉会員の処遇をどのようにし、総会の承認をどのように求めるか。
- ・今後の名誉会員の選考基準をどうするか。
- ・Humboldtianer でない Preis 受賞者を協会の活動に参加してもらうために「特別会員」（一般会員ではないが会費を支払う会員として参加をお願いする趣旨）の制度を設けるかどうか。

## 2. 予算について

### (1) 会費の払い込み状況

①事務局から会費の払い込み状況について、以下の報告があった。

- ・旧会員 1355 名のうち 427 人、新会員 346 人のうち 36 人、退会申し出の会員 7 人が支払い、総計 469 名×4,000 円= 1,876,000 円の会費収入があった。
- ・常務理事会の財政計画はすくなくとも年間 350 万円（875 名）の会費収入ということなので、まだ相当の開きがある。従来の東西の会費支払い会員数に達していない。

②報告を踏まえて協議し、以下について了承した。

- ・8 月の請求から 3 カ月の時点であり、現状の数を固定的に考えるべきではないが、会費収入が協会

の活動の唯一の基礎であり、東西の協会から引き継いだ資産もほとんどないことであり、会費の払い込みを増やす手立てを早急にとる。

- ・年内に、その他の情報の伝達や依頼も含めて、会費支払いのお願いを再度発送する。その際には、「後進のためにご協力をお願いします。」「支部活動などに有効に使うので協力を願いたい」など、会費の具体的な使い道を知らせることが重要である。

#### (2) 協会の予算案の作成について

- ①理事長から従来東西とも予算の制度がなかったが、2000名近い会員をかかえる新組織として予算に基づく財政運営が必要だと考えられるので、会費収入の動向を見ながらではあるが、来年度より予算案を作成し、総会に提出したという提案があり、了承された。

#### (3) 支部への助成金について

- ①理事長から、会費の納入状況に鑑みて、前回常務理事会で確認した支部助成金の運用について（関東、中部、関西の3支部に20万円、その他の4支部に10万円の助成）、当面の支出を各支部とも10万円におさえ、会費納入状況の推移をみながら対応したい旨の提案があった。
  - ・これについては、中部支部は、東西統合前の実績に基づいて10万円の範囲で運営可能であるとされたが、関東および関西については20万円が最低の運営経費であることが指摘され、これらを踏まえて今後の処理を図ることとした。
- ②支部への助成については、支部から①活動計画および②支出計画が事務局に提出されれば、それに応じて助成金の交付を行うこと、また年度末には決算報告を行うことが、あらためて確認された。

### 3. ホームページの運営について

#### (1) ホームページ運営委員会と支援サイトについて

- ①鏑田常務理事から、以下の報告とコメントがあった。

- ・運営委員会を鏑田委員長の下、西原博史（関東支部）、高山佳奈子（関西支部）、高橋義人（関西支部）、小林直人（中四国支部）および種村眞幸（中部支部）の各会員によって構成し、活動を始めた。委員会の業務が多様であり、実働部隊としての委員会の機能を高めるために今後、委員の増員など必要な手当てを行うべきである。
- ・留学支援サイトの促進策について、支援サイトへの登録が十分でなく（常務理事会後の11月14日現在で137名の会員が自己の個人データを登録し、紹介できるドイツ人研究者数が140名となっている）、当初の予定では紹介できるドイツ人研究者が500名程度になれば支援サイトして機能すると考えているが、その域に達せずまだ公開できない。対応策が必要である。

- ②以上の報告とコメントを受けて協議し、ホームページの運営および支援サイトに関して以下の措置をとることとした。

- ・ホームページの活用として、日独学术交流雑記帳の充実、会員専用ページの利用促進、奨学金申請についての事務局への照会と回答のQ&Aへのアップ等を進める。
- ・運営委員会委員につき各支部で積極的な協力が可能な会員を探して推薦する。
- ・すでに行ったところであるが、再度、理事、評議員各位に個人データの登録と紹介できるドイツ人研究者の登録をすぐに依頼する。
- ・本年中に全会員に対して会費請求とあわせて、登録のお願いを発送する。なお、紹介できるドイツ人研究者の登録については、登録しても本人に直接のアプローチを行いうるシステムではないので、

本人の意思確認を必ず要するものではないことを案内することとする。

#### 4. 支部の活動について

##### (1) 支部の運営・会合の状況について

①事務局から支部別の連絡の取れる会員数が以下のように報告された（退会の申し出のあった者も含まれている）。（丸括弧内は、前者が旧会員数、後者が新会員数）

関東甲信越 735 名（621+114）、関西 458 名（347+111）、中部 144 名（96+48）

九州 133 名（96+37）、中四国 121 名（95+26）、東北 76 名（68+8）、北海道 50 名（38+12）

②金武常務理事、櫻田副理事長および梶常務理事から、中部、関西および関東甲信越支部の取組み状況がそれぞれ報告され、コメントがあった。

- ・中部支部について、すでに総会を開催したが本部から送られてきた支部会員リストと中部支部の既存の会員リストに違いが多く見られたので調整を図る。
- ・関東甲信越支部について、役員の手配をもち組織方針として、日本フンボルト協会の総会と時期をずらして、総会を関東甲信越支部として行う、留学説明会を開く場合専門別に開催する（たとえば理系に限定）などを検討した。支部活動の資金が至急に必要である。支部事務局の事務を関映子さんをお願いするが、その時給については支部活動費から支出する。
- ・関西支部について、役員の手配に向けて準備中である。大学別連絡責任者について体制をとった。西日本フンボルト会事務局であった中村直子さんに事務（連絡係）を引き受けていただいた。

③本部事務局と各支部とのかかわりについては、事務局から情報やデータの提供を行うが、双方は人件費など会計処理を別として独自に活動することが了解された。

##### (2) 支部メンバーの名簿の交付について（名前、所属、専門、住所、留学場所と年）

- ・支部会員の個人データにつき変更があった場合、本部事務局と支部がそれを迅速に相互に共有できる体制を作ることが重要であることが確認された。

##### (3) 支部財政について

- ・上記 2（3）を参照。

#### 5. 東アジアでの国際交流活動について

##### (1) 上海開催の Humboldt-Kolleg における協議について

①理事長の代理として出席した鏑田常務理事から詳しい報告が行われた。

- ・今後の共同の取組みとして中国、韓国から具体的な提案はとくに行われなかった。日本からは常務理事会での意見交換を踏まえて若手研究者の国際的な交流の取り組み等についてアイデアを提供した。

##### (2) 今後の方向

①今後の方向について協議を行った。とくに以下の点が指摘され、今後継続して検討していくこととした。

- ・国際的な取組に際して、Humboldtianer だけで集まることに学術的な意義がどの程度あるかを考えなければならず、東アジア地域の研究動向の戦略的分析が必要である。
- ・若手研究者の研究情報の交流の場の設定は重要である。

- ・日本からの Humboldt-Kolleg の申請と実施について、協会として積極的に関与、取り組むことを検討することが必要である。

## 6. 2014 年度の会員総会について

(1) 開催要綱として、以下を決定した。

- ①開催時期：2014 年 6 月 14 日（土）午後 2－8 時
- ②開催場所：ドイツ文化会館
- ③内容：会員総会、講演と留学説明会、懇親会
- ④準備体制として、若手会員の参加確保に努め、留学希望者への宣伝を強化すること

## 7. 会員への情報伝達、案内に関するルールについて

(1) 協会が主催、共催、後援するイベント

- ①理事長から、この間、協会によるイベントの共催や後援につき処理する案件が生じてきたので、これについて判断、決定し、また会員への案内のルールを作ってはどうかという提案が行われた。
- ②協議の結果、共催、後援について申し入れがあった場合は、縣副理事長が判断、決定し事務局に対応を指示することとした。その際、共催については、協会（会員）の実質的関与がどの程度であるか、また、後援については、日独交流の推進にどのように意義があるかなどを判断基準とする。
- ③共催、後援をするイベントについては、ホームページ委員会の了承のもとに、ホームページに開催案内をアップするとともに、共催については原則として、後援については必要に応じて縣副理事長の判断に基づき会員にメールで案内を行うこととする。

(2) 会員が主宰し、または、関与するイベント

- ① これについては、会員から申し出があれば、ホームページ委員会のチェックを経てホームページのニュースとして掲載する実務が行われているので、これを確認した。また、会員間の情報の伝達について会員サイトの活用促進が確認された。

## 8. その他の課題

(1) 大学別連絡責任者の設置

- ・理事、評議員との兼任を原則とし、東地域での既存配置を確認し、西地域での新配置を進め、担当者名簿のホームページへのアップを進めることが確認された。

(2) 会則のドイツ語訳について

- ・理事長から、常務理事会での検討を終えた最終版が手許にあり、ドイツの法律家に最終チェックを依頼し、完成させる旨の発言があった。

(3) 会報／名簿／メーリングリストについて

- ・経費の節約から、会報はメールで送付が望ましいが、全員がメールアドレスを登録していないので難しい状況である、メーリングリストはできあがっている、名簿の作成は検討課題である、ことが確認された。

(4) 第 2 期日本研究奨学金の募金について

- ・理事長から、協会の財政的基礎が不安定であり、この取組みは当面は先送りとするしかないという発言があった。

#### 9. 事務局よりの報告

- ・会員から、推薦者の条件について、**Young Award** という奨学金について、フンボルト財団の手帳が届かない、奨学金付与決定が下されて、すぐに留学したい、などの照会があり、日本人担当の財団本部の **Frau Rudat** に問い合わせ、回答した。

#### 10. 次回常務理事会

- ・2月ないし3月に日程調整のうえ、開催する。